

早めの受診で妊娠のチャンスを広げましょう

「知っていますか？不妊のこと」

「不妊」とは、健康な夫婦が避妊をしていないにも関わらず一定期間妊娠しないことを言い、この「一定期間」は「約1年」というのが一般的です。

日本では約10組に1組がこの不妊症と言われていますが、近年、結婚年齢が上昇していることもあり、この割合はもっと高いとも言われています。原因としては、女性の晩婚・晚産傾向

が進んでいること、子宮内膜症やクラミジアをはじめとする性感染症が増えていること、仕事年齢があります。「なかなか妊娠しないな」と感じることがあります。妊娠・出産には適した年齢があります。「なかなか妊娠しないな」と感じることがあります。妊娠を問わず、一度ご夫婦で産婦人科を受診することをお勧めします。



特定不妊治療費助成事業を知っていますか？

にかほ市では、不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けているご夫婦の経済的負担の軽減などを目的として、平成23年度から「特定不妊治療費助成事業」を実施しています。市の助成について、秋田県で行っている特定不妊治療費助成事業を利用しても、さらに自己負担が発生した場合に該当になります。

平成28年度から対象年齢、助成回数が変更になっていますのでご注意ください。

- ◆ **対象年齢および助成回数**
- ◇ 40歳以上43歳未満 : 年間助成回数の制限なしで通算9回まで
- ◇ 43歳以上の場合は、助成対象外
- ◇ 40歳以上43歳未満 : 年間助成回数の制限なしで通算3回まで

- ◆ **注意点**
- ◆ **助成対象者**
- ① 法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された人であること
- ② 平成27年度までに助成を受けた方はその回数も通算されます。平成28年度から9回（または3回）ではありません。

一般不妊治療費助成事業と不育症治療費助成事業

不妊とこころの相談センター

早めの受診で妊娠のチャンスを広げましょう

《助成内容》

特定不妊治療に要した費用の総額から秋田県の助成額を控除した額のうち、1年度あたり（4月1日～翌年3月31日まで）夫婦合算で15万円を限度として助成します。

①秋田県で助成	治療法に応じて10～30万円。 申請は由利地域振興局
②にかほ市で助成	「治療費-①秋田県で助成」で自己負担が発生した場合、夫婦合算で上限15万円まで。申請は各保健センター
③自己負担	「①+②」で超えた部分が自己負担

- ① 法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと医師に診断された人であること
- ② 平成27年度までに助成を受けた方はその回数も通算されます。平成28年度から9回（または3回）ではありません。

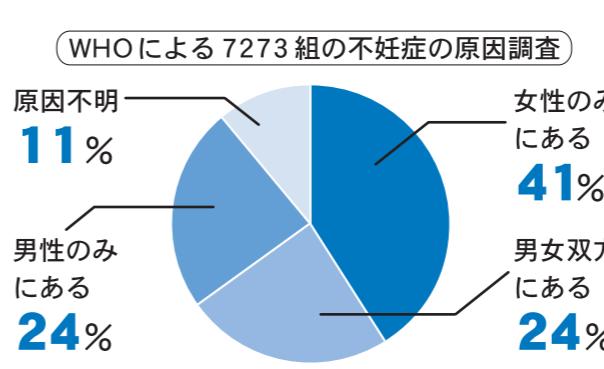
- ① 法律上の婚姻をしている夫婦にかほ市では、特定不妊治療費助成事業のほかに、一般不妊治療費助成事業、不育症治療費助成事業も行っています。
- ② 医師の判断によります。どの治療法を行うかは、医師の判断によります。
- ③ 月1日～翌年3月31日まで）、夫婦合算で10万円を限度として助成します。どの治療法を行っても、医師の判断によります。
- ④ 1年度あたり（4月1日～翌年3月31日まで）、夫婦合算で10万円を限度として助成します。どの治療法を行っても、医師の判断によります。

健康推進課
32・30000
問合先
にかほ市市民福祉部

不妊症の原因は多種多様

かつては不妊症といえば女性の問題とされていましたが、半数近くは男性側にも原因があることがわかつてきました。

また、複数の問題が絡み合つてたり、検査をしても原因がはつきりしないケース（機能性不妊）が1割程度あります。



極端なダイエットも不妊の一因に！
急激に体重が減少するとホルモンが正常に分泌されなくなり、月経不順や無排卵などのトラブルが起きます。（体重減少性無月経逆に急激な体重増加や肥満も危険。妊娠を望むなら体重管理は重要です。）

女性側の原因

- 排卵障害**
卵子が育ちにくい／排卵されにくい
- 卵管障害**
卵管が詰まっている／狭くなっている
- 着床障害**
子宮に問題があり、受精卵が着床しにくい
- 子宮子頸管の通過障害**
精子が子宮内に入りにくい

そのほか子宮内膜症やクラミジア感染症などの病気が妊娠を妨げる場合がある

男性側の原因

- 造精機能障害**
精子の数が少ない（ない）、動きが鈍い
- 精管通過障害**
精子が精管（精子の通り道）を通り出されない

両方に起こりうる原因

- 性行為障害**
- 勃起しない 等
- 性交痛がある 等
- その他

ストレスが強い／過労 喫煙／過度の飲酒

子どもがほしいけれども…

相談種別	相談内容	相談時間	相談日					電話番号
			月	火	水	木 (第5診)	金	
面接相談 (予約制)	不妊・不育に関する検査、治療、費用等についての相談	午後1時～3時					●	面接相談予約専門電話 ☎018-884-6666 電話受付/月～金曜日 午前9時～午後5時
		午後2時～4時					●	
電話相談 (予約不要)	不妊・不育に関する相談（全般）	午後2時～4時			臨床心理士 (第1・3診)			電話相談専門電話 ☎018-884-6234
		正午～午後2時					●	

※相談は無料です。
面接相談では、検査や治療は行いませんので、ご了承ください。
※電話通話料、駐車料金は自己負担となります。
※面接相談は1時間程度で、各曜日とも2組まで相談できます。
※面接・電話相談とも、土日・祝日および12月29日～1月3日は実施しておりません。